

成長分野等における中核的専門人材養成の 戦略的推進について

－基本方針－

平成24年3月

成長分野等における中核的専門人材養成の
戦略的推進事業企画推進委員会

成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進について

－基本方針－

(報告案 目次)

I 背景・経緯

- 1 背景
- 2 検討の経緯

II 今後の方向性

- 1 基本的方向性
 - (1) 中核的専門人材
 - (2) 各分野コンソーシアムの取組
 - (3) 教職員の質向上
 - (4) 他の政策との連携
 - (5) グローバル化への対応
 - (6) 推進体制等
- 2 具体的な取組の方向性
 - (1) 各分野コンソーシアム実施体制
 - (2) 具体的な取組
 - (3) 各分野コンソーシアムの職域プロジェクト
 - (4) 教育機関、産業界、職能団体等との連携強化
 - (5) 横断的課題
 - (6) 被災地の復興の中核を担う専門人材養成

設置要綱・委員名簿

I 背景・経緯

1 背景

(産業構造の変化、グローバル化への対応)

- 産業構造の急激な変化やグローバル化が進む中で、かつてない空洞化の危機を克服するとともに、国際競争力の強化など我が国経済社会の一層の発展を期するためには、経済発展の先導役となる産業分野等への人材移動を円滑に進めるとともに、知識・技術・技能の高度化を図り、労働の付加価値を向上させることが不可欠である。

(少子高齢化に伴う労働力人口の減少、雇用問題)

- 少子高齢化に伴う労働力人口の減少¹や、平均所得の低下²、将来の中間層となる若年者の非正規雇用層の増大³や雇用のミスマッチなど、様々な雇用問題や将来の不安が生じている。持続可能な経済社会を実現するためには、成長分野における付加価値を付けた雇用の創出や、社会の幅広い人々が新たに必要となる知識・技術等を修得するための職業教育・職業訓練の機会の充実などの環境整備が一層重要となる。

(若年者等無業者等増に対応する諸外国の職業と教育の評価の仕組み)

- 諸外国においては、若年者・中高年無業者の増加等の社会的背景により、雇用の流動化を促進するため、イギリスの全国資格・単位制度(QCF:Qualifications and Credit Framework)等をはじめとする職業資格の枠組みや、高等教育資格枠組み(FHEQ:Framework for Higher Education Qualifications)等の認証制度⁴が整備されている。
- これらは、個人のキャリア開発の参考となるとともに、雇用者にとっては採用等における資格を標準化する手だてとして、さらに、政府や教育機関等の職業教育・訓練のための施策においては、達成目標の設定の手段として用いられている。

(我が国の経済社会を支える分厚い中間層としての中核的専門人材養成)

- このような世界的動向も踏まえつつ、成長分野等における中核的専門人材養成におい

¹ 厚生労働白書《参考資料 3 頁》

² 国税庁「民間給与実態統計調査結果」資料より作成 《参考資料 13 頁》

³ 厚生労働省「就業構造基本統計調査 2007」、総務省「労働力調査」等より作成 《参考資料 10 頁》

⁴ 諸外国の学修成果・職業応力の認証・評価制度《参考資料 42 頁》

ては、我が国の経済社会を支える分厚い中間層を育成するため、産業構造の変化やグローバル化に対応した新たな知識・技術・技能を備え、重要な役割を果たす専門人材を、量的のみならず、質的な観点から戦略的に確保する新たな学習システムの構築を目指す。また、若者、女性、高齢者等の学びや職業を通じて活躍できる全員参加型の社会の実現を目指す。

2 検討の経緯

(新成長戦略における位置づけ)

- 平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」の「雇用・人材戦略」においては、産業構造の変化に対応した成長分野等を中心とする実践的な能力等の養成を推進することが指摘された。また、21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトにおいては、離職者等が新たな職業能力や技術を修得し活躍する「トランポリン型社会」を目指し、若者等でまとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積み上げ方式」の活用⁵や、「実践キャリア・アップ制度」⁶と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図ることが求められた。

(日本再生の基本戦略における位置づけ)

- また、平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においては、分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓)を目指し、我が国の経済社会を支える人材養成の方策として、産学官の連携・協力による中核的専門人材養成などの職業教育の充実が指摘されている⁷。
- このような決定に基づき、平成23年度においては、今後成長が期待される各分野等において、実践的・専門的な知識・技術・技能を備え、我が国の経済社会の中核を担う専門人材養成を戦略的に推進するための具体的な方策の調査・研究を行い、今後の方向性をとりまとめた。

⁵ 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)《参考資料 65 頁》

⁶ 「実践キャリア・アップ戦略」について《参考資料 62 頁》

⁷ 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)《参考資料 92 頁》

(学びと職業を両立し自らの職業能力向上を目指す社会の実現)

- 経済社会のニーズを的確にとらえ、効果的な専門人材養成を推進するため、産業界・職能団体等と多様な教育機関との連携強化を図りつつ、個々人が、自らの希望する多様な職業生活に必要な知識・技術・技能を生涯にわたって継続して修得し、職業能力を向上できるよう、「学校」と「職場」間の円滑な選択・移動が可能となる学習システムの在り方等を検討し、次年度以降の取組に活かすこととする。
- 我が国の高等教育機関における社会人学生の比率はOECD諸国に比べても低い⁸ことから、本検討においては、高等教育機関において、①産業の高度化やグローバル化に伴い新たに必要となる知識・技術・技能を修得する機会の提供、②非正規労働者・離職者等の新たな職業能力や技術を修得する機会の提供、③中退者等の学び直しへの対応等を具体的に想定した社会人等がアクセスしやすいシステムの構築を目指す。
- このような具体的な取組を通じて、新成長戦略で指摘された成長分野等における実践的な能力等の育成や人材の円滑な移動を促進する。

II 今後の方向性

1 基本的方向性

(1) 中核的専門人材養成

- 我が国の経済社会を支える厚みのある中間層として、産業構造の変化やグローバル化に対応した新たな知識・技術・技能を備え中核的な役割を果たす専門人材を質的・量的に確保することが必要である。

中核的専門人材とは

成長分野等における中核的専門人材の対象は、実践的・専門的な知識・技術・技能を身に付け、職業に必要な卓越したまたは熟達した実務能力に基づく業務を遂行し、または、グループや中小規模の組織の中で中核的な役割・機能を果たす厚みのある中間層とする

⁸ OECD各国の職業教育関係の高等教育機関への進学における25歳以上入学者の割合は約17% (OECD平均39.8%)、大学における25歳以上入学者の割合は2% (21.1%) となっている。《参考資料18,19頁》

- 産業界等のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における人材養成に係る取組を先導する広域的な産学官コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備する。
- 本事業の対象とする分野は、今後の雇用創出が期待される成長分野として、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、IT（クラウド、ゲーム・CG 等）、食・農林水産、クリエイティブ（デザイン・ファッション等）、観光等とし、産業界等の具体的なニーズを踏まえた中核的専門人材養成を推進する。

(2) 各分野の取組

- 各コンソーシアムにおいては、
 - ① 産業の高度化やグローバル化への対応に新たに必要とされる実践的・専門的な知識・技術・技能を修得し、イノベーション創出を支える能力
 - ② 各分野に共通する中核的専門人材が遂行する業務に必要なマネジメント能力等や職業人にとって必要な基本的な知識・能力等を体系的に整理することとする。
- 厚みのある中間層を育成する観点から、中核的専門人材が遂行する業務のレベルについては、次の図のような基本的な業務レベルを参考に、当面、各分野の特性を踏まえたレベルを設定するとともに、今後の検討・実証を踏まえ必要な改善を図ることとする。

《中核的専門人材が遂行する業務レベル:イメージ》

業務レベル	内 容
5	大規模組織の責任者として、広範かつ総合的な知識等を基礎に、組織のマネジメントを行う。
4	中小規模組織の責任者として、専門的な知識等を基礎に組織のマネジメント等を行う。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・チームリーダーとして、実践的・専門的な知識等を基礎に、業務遂行を主導するとともに、業務のマネジメント等を行う。 ・チームリーダーとして、実践的・専門的知識等を基礎に、豊富な専門性の高い業務経験を生かして、高度の業務遂行や困難事項への対応を行う。
2	チームの中心メンバーとして、実践的・専門的な知識等を基礎に、創意工夫を凝らして自主的に業務を遂行する。
1	専門的な知識等を有する担当者として、上司の指示・助言を踏まえて定業的業務を遂行する。

↑
中核的専門人材
↓

- 技術者に対し、革新的技術を創造していく能力やニーズを的確に把握し、製品化する能力が重視される傾向が指摘⁹されるように、専門的な職業人として共通して求められる基本的な知識・能力を重点的に伸ばすとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度等を育成することが期待¹⁰されている。このため、各分野の特性を踏まえつつ、中核的専門人材として共通的に必要なキャリア形成能力や課題対応能力等を養成する。

⁹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「ものづくり産業における人材の確保と育成」
《参考資料 40 頁》

¹⁰ 「人間力（内閣府）」「社会人基礎力（経済産業省）」「就職基礎能力（厚生労働省）」「(社) 経済同友会調査」「(社) 日本経済団体連合会調査結果」ほか、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度等についてまとめ《参考資料 35～39 頁》

《各分野に共通して中核的専門人材に求められる基本的な知識・能力：イメージ》

基礎知識	対人関係能力	自己開発能力	問題解決能力
<ul style="list-style-type: none"> ●組織人としての常識(マネジメント・財務・法律基礎知識) 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーション能力(意思疎通、協調力、自己表現力、人的ネットワーク構築力) ●主体性・積極性 	<ul style="list-style-type: none"> ●自己マネジメント力 ●職業人意識(責任感、職業意識・勤労観) 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題設定力(課題発見力・創造力、戦略・戦術立案力) ●新しい技術に対する探究心、開発力 ●情報収集・分析力

- 人口減少期を迎え、成熟した社会においては、社会人、再就職を希望する女性、中高年齢者等が希望する多様な学習機会が提供され、就業やスキルアップ、社会的活動につながるような教育環境整備が重要となる。しかしながら、前述のとおり、我が国の大学や就業を目的とした高等教育機関における社会人入学者のうち25歳以上の者の割合は、OECD平均を大きく下回っている¹¹。
- 新たな学習システムの構築においては、学びと職業の両立を希望する社会人に対し、自らの職業のキャリアパスが描けるような学習ユニットの提供を行い、これらの積み上げが教育機関等において適切に評価され、社会において生かされるような学習基盤を整備する。
- 新たな学習システムの基盤を整備するに当たり、次の3つの柱を基本とした各分野の特性を踏まえた取組を支援する。

新たな学習システムの基盤整備

- ① 成長分野等において、各分野における産業界等のニーズを踏まえた人材養成策の策定
- ② 社会人等が学びやすい学習システムの導入促進(キャリアパスが描けるような「学習ユニット積上げ方式」によるアクセスしやすい学習環境の提供等)
- ③ 各分野における教育の質の保証・向上の仕組みづくり

¹¹ 大学及び就業を目的とする高等教育機関における社会人入学者の割合 《参考資料 18, 19 頁》

(3)教職員の質向上

- 成長分野等における新たな学習システムの構築においては、専門学校・大学等において必要な知識・技術・技能を教授する教員の資質向上を図るとともに、教職員が各分野における産業界等のニーズを適切に把握しつつ、学習者が生涯にわたる職業生活を主体的に設計できる力を修得できるよう、教育内容・方法の改善・充実を進めていく仕組みづくりを推進する。

(4)他の政策との連携

- 「実践キャリア・アップ戦略 基本方針」(平成23年5月18日)で示された実践的な職業能力の評価・認定制度(キャリア段位制度)において、今後、雇用の創出が期待される成長分野として提示された分野における連携や、ジョブ・カードの活用など職業教育・職業訓練の強化に係る施策との連携を図る。
- 「キャリア段位」が構築される「介護」「環境・エネルギー」「6次産業化人材」については、教育機関が提供する仕組みとの連携を通じた職業に必要な知識・技術・技能と教育プログラムとの対応関係の明確化に努めることとする。
- その他、政府の国家戦略会議等(雇用戦略対話、グローバル人材育成推進会議、IT戦略会議、知的財産戦略本部等)における指摘や、今後の政府全体の人材育成に係る関係の政策の方向性を踏まえつつ、具体的な方策を検討する。

(5)グローバル化への対応

- 我が国の成長を支えるグローバル人材の育成とそのような人材が活用される仕組みの構築を目的として設置された「グローバル人材育成推進会議(平成23年5月)」の中間まとめにおいては、「高校・大学・専修学校等でのグローバル人材育成メニューの開発・提供を促進する」ことが指摘された。

- このような指摘を踏まえ、成長分野等において、グローバル化に対応する職業教育の充実を図る。特に拡大しつつあるアジア諸国等の市場拡大を視野に、実践的・専門的な職業人材を養成する教育の国際的な質保証の在り方について、引き続き、検討を進める。

(6) 推進体制等

- 国においては、教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を設置し、①分野・職域の設定、②運用指針の決定、③事業計画の審査、④事業の進捗状況のフォローアップ、及び⑤各分野における共通の課題の総括、評価の在り方など今後の方向性について検討し、各コンソーシアム等へ提示する。
- 各コンソーシアムは代表校を中心に、人材育成を行う教育機関等と産業界・職能団体等の雇用者側が参画し、各分野の特性を踏まえた新たな学習システムのモデル構築と、それらの質保証の枠組みづくりを推進することが期待される。
- 事業終了後は、産学官連携による推進体制として、国レベル及び各コンソーシアムにおいて積極的に成果普及を推進する。

2 具体的な取組の方向性

(1) 各分野コンソーシアム実施体制

- 各成長分野における取組を先導する産学官コンソーシアムを組織化し、産業界のニーズを踏まえた人材養成策の策定、各分野における教育の質保証の仕組みづくり、社会人等が学びやすい学習システムの導入(「学習ユニット積上げ方式」によるアクセスしやすい学習環境の提供等)等に係る調査研究を行う。
- 各分野の産学官コンソーシアムは、当該成長分野における新しい知識・技術・技能に関するニーズを明確化し、中核的専門人材として求められるマネジメント能力等を想定した体系的な学習ユニット積み上げ方式の枠組み等を検討する。

【参考:23年度の分野コンソーシアム】

環境・エネルギー、食・農林水産、医療・福祉・健康(介護福祉、スポーツ)、クリエイティブ(ファッション)、観光、IT(クラウド、ゲーム・CG、自動車組み込み、携帯・スマートフォン)

- 実施体制は、全国的な活動となるよう、専修学校、高等専門学校、大学等の教育機関、経済団体、企業、職能団体、関係施設、その他関係機関による広域的な連携体制を整備し、具体的な取組を共同で実施することとする。
- 平成24年度以降は、これまでの検討を踏まえ、各コンソーシアムの下で必要に応じて異なる職域プロジェクトを設け、2(2)②、③の具体的な取組例を中心に実証を行う。実証作業後は、コンソーシアムにおいて分野全体の評価を行い、当該分野におけるモデル的な取組をとりまとめ、全国に普及する。

(2)具体的な取組例

産業界等のニーズを的確に捉え、個人の学習成果が社会で生かせるような学習システム構築を目指し、次のような具体的な取組を実施する。

①成長分野の人材養成を巡る様々な課題についての研究協議

- 育成すべき人材像の設定と人材養成の課題の明確化
- 実践的な知識・技術・技能及び問題解決能力や応用力など産業界等が求める能力や資質を体系的に把握
- 我が国における社会的要請や、政策課題との関係性

②社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習体系の構築

- 社会人等向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化の促進や、これらの教育プログラムの積み上げにより正規課程の修了につなげることのできる仕組み(学習ユニット積み上げ方式)の構築
 - ・ 経済団体、企業、職能団体、関係施設、専修学校、高等専門学校、大学等教育機関、職業訓練機関等が参加する「学習ユニット積み上げ方式」の試行導入
 - ・ 企業等から提案のある課題に取り組むプロジェクト学習や、PBL(Project-

Based-Learning)などを活用した、知識・技術・技能を体系的に学習ユニットとして開発

- ・ 企業人や離職者向けの短期教育プログラムの開発・モジュール化した学習ユニットの開発
- ・ 短期講座等の正規課程上の位置づけ付与
- ・ 履修証明・単位互換等の活用促進による多様な学習ユニットの開発
- 社会人等の多様な学習形態に則したeラーニングや学校の通信制を活用
- 質の高い学習ユニットを提供するための教職員の資質向上等に向けた取組
 - ・ 新たな知識・技術・技能を反映したカリキュラム開発、学習者のキャリアパスが描けるような教育課程の編成方法、学習者の達成度評価方法など教育内容・方法改善のための複数校の連携による研修・研究
 - ・ 企業等と複数校の連携による教員の資質向上等に向けた組織体制整備
- キャリア段位制度やジョブ・カード制度との連携やキャリアコンサルタント等の積極的な活用

③各分野における職業実践的な教育の質の保証・向上に資する取組の推進

- 学習者が修得した知識・技術・技能が社会で評価・認知され、就業や社会参加等の場面で生かされるための評価の仕組みを構築
 - ・ 共通的な到達目標や各分野で求められる知識・技術・技能に関するモデル・カリキュラム基準、達成度評価指標・手法(ユニット履修評価・ポートフォリオ評価・企業評価等の実証等)の開発¹²
 - ・ 教育機関・産業界等のインセンティブとなる成果の把握・分析・評価のあり方
- 複数の教育機関、経済団体、職能団体等が参画するコンソーシアム等の第三者による組織的な教育活動の評価体制構築
 - ※具体的な評価の在り方等については、引き続き検討を行う。
- 事業終了後の成果等のフォローアップ体制や、他の教育機関への波及効果を高める仕組みの構築

¹² 大学・専門学校等の達成度評価の例《参考資料 58～61 頁》

④各コンソーシアムの検討を踏まえた今後の取組の方向性は次のとおり。

環境・エネルギー分野

- 環境・エネルギー分野における太陽光をはじめとした発電技術、供給システムのスマートグリッド、家電など端末機器の省エネ技術や省エネシステム等、今後成長を続け、その需要も拡大していく可能性が高い分野において、経済団体や個々の企業、研究機関及び教育機関が蓄積した知識・技術・技能等を基に、横断的に把握・考察できる人材(環境をアセスメントしコーディネート、プロデュースできる人材)を養成する。
- 例えば、複数の教育機関と産業界の連携の下、建築・土木、電気・電子、情報・通信、自動車等の有資格者が、専門的な知識等を基礎に、省エネ、温室効果ガス削減のためのコーディネーターや、新エネルギーシステム導入のプラン作成、メンテナンス等の運用支援等を行う中核的専門人材を養成する。

食・農林水産分野

- マーケティング力やマネジメント力等を持つ高度アグリビジネス人材(食の6次産業化プロデューサー等)を養成するため、①大学、専修学校、農業大学校、専門高校等教育機関と、JA、流通関係企業等の連携による産学官コンソーシアムを組織化し、②それぞれの強みを活かしつつ、モデル・カリキュラム基準、達成度評価指標等を開発、③食・農分野におけるキャリア段位制度の確立に向けた教育プログラムの開発に取り組む。
- その他、①地場産物の農産物に付加価値をつけて加工・流通までをマネジメントする農業生産者、②調理等を通じて付加価値を高める専門人材、③食と農を軸にツーリズムへ結びつける人材の養成などが期待される。

医療・福祉・健康分野(介護福祉)

- 社会福祉士及び介護福祉士法の改正による医療施設等と連携する能力や、健康維持・向上の観点から健康分野とのコーディネート能力を備えた人材を養成するため、社会的要請の高い介護分野を中心に、福祉人材の質向上や、医療・健康分野との連携に必要な知識・技術・技能等を含めた中核的介護人材等を養成する。
- 福祉現場と教育・実習機関等に調査を行い、福祉人材スキル標準とキャリアマップ策

定、介護人材養成プログラムの開発、評価等の学習システムを構築する。

- その他、アジア等諸国においてニーズが高い、福祉・医療技術者養成について、関係企業等との連携による国際的な質保証の枠組みの中で戦略的な専門人材を養成すること等が期待される。

医療・福祉・健康分野(スポーツ)

- 「スポーツ基本法」の趣旨に則り、健康大国・スポーツ立国の推進に貢献する中核的専門人材(①各スポーツ現場で共通的に活躍するスポーツトレーナー、②総合地域スポーツ施設で必要とされる人材、③障害者スポーツの支援人材)の養成と資質向上を図る。
- 本事業では、大学、関係企業、実習先等のスポーツ団体との連携の下、健康サービス分野(スポーツ・フィットネス業界)に従事する専門人材の人的ニーズや能力要件等に関する調査研究を行い、その結果に基づき、専門人材の「職業能力評価基準」、達成度評価等を開発し、新たな学習システムを構築する。

クリエイティブ分野(ファッション・デザイン等)

- 日本の近代化とともに発展してきた繊維産業が、中国を中心としたアジア諸国の急速な発展・追い上げに対応の変化が迫られている中で、今後成長が大いに見込まれるファッション分野においてグローバルな視点に立った専門人材養成を行う。
- 産学コンソーシアムを組織化し、クリエイション、ファッションビジネス、グローバルビジネス、社会人教育の観点から、時代・環境の変化にも即応できる中核的専門人材を養成する学習システムを構築する。
- その他、アジア、欧米諸国においてニーズが高く、国際的な質保証の枠組みの中で戦略的な対応が求められているアニメや、理容・美容分野等における中核的専門人材の養成も期待される。

観光分野

- 今後成長が見込まれる、中国をはじめとするアジア市場からの訪日旅行促進を支えるために必要とされる専門人材を「旅行分野(旅行業)」「宿泊分野(ホテル・旅館等宿泊

業)」「運送分野(航空・鉄道・バス等運送業)」に分類し、企業、業界団体、大学、専門学校の連携の下、それぞれに必要とされる知識、技術、技能等を備えた中核的専門人材を養成する。また、地域振興方策やニューツーリズム¹³の開発等への対応としての学習ユニットを開発・提供し、中核的専門人材養成を通じて観光産業の付加価値を高める。

- これらの教育到達目標、達成度評価指標、教育内容のモジュール化についてキャリア段位制度やジョブカードと連動させた新たな学習システムの基盤を構築する。

IT分野(クラウド、ゲーム・CG、携帯・スマホ、自動車組み込み)

- クラウド技術と融合した新たな業務領域形成により成長が期待される IT 分野の中核的専門人材養成について、求められる能力や資質の体系的な把握、モデル・カリキュラム基準の策定、教育のモジュール化の活用、組織的な教育活動の評価の在り方等を企業・業界団体・大学等と連携して研究協議する。
- 特に、海外市場が拡大しつつある、クラウド、ゲーム・CG、自動車組み込み、携帯電話・スマートフォン組み込み等の成長が見込まれる分野において必要な知識・技術・技能を体系的にまとめ、グローバル市場にも対応する新たな学習システムの基盤を構築する。

社会基盤整備分野

- 平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においては、我が国経済社会を支える分厚い中間層の復活を目指し、産学官が連携・協力しながら成長分野とともに、ものづくり分野における職業教育の充実が指摘された¹⁴。
- 同決定や新成長戦略等を踏まえ、特に、都市・地域のインフラ再生、自然災害対策、都市交通等の社会基盤整備・運用や、我が国の高度なインフラ技術をパッケージで海外に展開する中で、特に専門的技術者として土木・建築等を基礎とする中核的専門人材の養成が期待される。
- このような社会基盤の整備・運用の分野において、新たに必要となる知識・技術・技能やグローバル化に対応する中核的専門人材養成を推進するため、平成23年度の分野

¹³ ニューツーリズムとは、エコツーリズム、医療ツーリズム、ロングステイ、文化観光等やMICE(会議・研修・セミナー、国際会議、展示会等)。

¹⁴ 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)《参考資料92頁》

に加え、社会基盤整備分野を構成し、建築・土木等の職域における新たな学習システムの構築が期待される。

(3) 各分野コンソーシアムの職域プロジェクト

- 産業界等のニーズが高い職域において、様々な教育リソースを有する複数の教育機関、企業、関係団体等との連携の下、それぞれのニーズを踏まえ策定するモデル・カリキュラム基準、達成度評価指標・手法等を一体的に実証する。また、これらの成果は公開し、各教育機関等において活用されるよう全国に普及する。
- 学習成果が地域の職業生活等で適切に評価・活用されるよう履修証明制度やジョブ・カードの活用等を促進する。

(4) 教育機関、産業界、職能団体等との連携強化

- 学習者の視点に立ち、学習者自らのキャリアパスを描けるような学習システムの構築を目指し、関係府省、産業界、職能団体等の連携強化を図り、経済社会のニーズに即応した職業教育の機会充実を図る。
- 専修学校・大学・職業能力開発校等と地域の産業界が連携した地域のコンソーシアム等において、地域の雇用創造、産業振興への貢献、グローバル化への対応等に資する多様な学習機会の提供を促進する取組を支援する。
- 多様な質の高い学習機会を充実するため、複数の教育機関及び関係機関等の連携による、それぞれの強みを活かした明確な目標設定、取組の成果評価、取組の結果明らかになった課題等を新たな取り組みに反映させるPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの実践によって、継続的な改善を図ることが期待される。
- 産業界等においては、必要な中核的専門人材を養成するため、教育機関等と共同で学習システムを構築するに当たり、コンソーシアム等の参画を通じ、産業界等のニーズに応じて新たに求められる知識・技術・技能等の提供等の協力が期待される。

(5) 横断的課題

① グローバル専門人材

- 国際機関や欧米、アジア諸国等の国際的な職業教育の動向を踏まえ、特にグローバル化対応が求められているIT、クリエイティブ分野等におけるグローバル専門人材養成を戦略的に推進するため、産学官の連携の下で、一つの専門学校等教育機関では対応が困難な国際的な質保証を伴う双方向交流を促進するための取組を支援する。
- また、円高の進行や海外市場の拡大に伴い、国際化に対応するため中小企業等において採用のニーズが高いアジア諸国等の外国人留学生への支援の在り方や、グローバル化対応に向けて必要な、日本人の生徒・外国人留学生が専門性を基礎とする国際的視野を身につけ、語学力・コミュニケーション能力¹⁵を修得できる学習ユニット等の在り方について、引き続き、検討する。
- 国際的な職業教育の質保証を伴う交流においては、海外の学校との単位互換や企業における海外インターンシップ、教員交流など相互交流の具体的方策や、そのために必要な枠組みづくりについて、課題・ノウハウを共有する。このため、産学官の連携による国際的な質保証のためのコンソーシアムを形成し、調査研究を実施するとともに、必要に応じて、各分野の取組においても活用する。

② 知財対策

- 各分野に共通する課題として、基礎的な知的財産を理解し、対応することができる各分野の特性を踏まえた基礎的な知財教育を積極的に取り組む。特に、IT、クリエイティブ分野等におけるグローバル化に対応するための取組を支援する。

③ 成果普及

- 各コンソーシアム等の成果については、公開し、教員の資質向上や産業界等との連携による実践的なモデル・カリキュラム基準の開発や、達成度評価の開発等の取組な

¹⁵ 政府のグローバル人材育成会議の中間報告（平成23年5月）においては、グローバル人材の概念に「要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力」、「要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」が指摘されている。《参考資料 107頁》

ど、教育の質の保証・向上における取組に活用されるよう成果の普及に努める。

- このため、モデル・カリキュラム基準に則した教育プログラム、教材、達成度評価の手法等の資源の共有化を促進するための環境整備や、全国規模の情報交流の場の提供、インターネット等を通じた情報提供を支援する。

④ 多様な遠隔教育等の活用

- 社会人等においては、実践的・専門的な知識・技術・技能等を修得するためのニーズが高い一方、学習と仕事を両立するための時間的・空間的な学修環境が課題¹⁶となっている。このため、社会人等の多様なライフスタイルに即し、働きながらスキルアップを図るためのeラーニング等や学校の通信制を積極的に活用した学習システムの構築を支援する。

(6) 被災地の復興を担う専門人材

- 産業界等と教育機関等の連携により、被災地のニーズに応じた復興の中核を担う専門人材養成を支援する。被災地域の復旧の状況に配慮しつつ、被災地以外の教育機関、企業等からの協力を得ながら、特に、再生可能エネルギー、自動車・家電、食・農林水産業等の新たな雇用の創出につながる分野での取組や人材が不足する福祉等の分野での取組を積極的に支援する。また、被災地の復興を担う専門人材養成の取組を、我が国の先進事例として推進する¹⁷。

¹⁶ (参考) 社会人の学修に対するニーズ《参考資料 15、16 頁》

¹⁷ 平成23年度第3次補正「復旧・復興における専門人材育成事業」《参考資料 119～141 頁》

「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会」
設置要項

平成23年9月1日
生涯学習政策局長決定

1 趣旨

産業構造・社会構造の変化等が進む中で、我が国経済社会の一層の発展を期するためには、経済発展の先導役となる産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人材シフトを円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが必要不可欠である。

このため、文部科学省では、産学間の連携・取組により、専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野における取組を先導する産学コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの基盤を整備する「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」を実施することとし、本事業を円滑かつ効果的に実施するため、「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会」（以下、「企画推進委員会」という。）を設置する。

2 実施事項

- (1) 本事業の実施方針に関すること。
- (2) 本事業の事業計画の審査に関すること。
- (3) 本事業の実施状況及び補助金の執行状況についての実態調査に関すること。
- (4) 本事業の成果の評価に関すること。
- (5) その他、本事業の実施のために検討することが必要な事項。

3 委員会の構成等

- ・ 企画推進委員会の構成は別紙の学識経験者等で構成し、2で掲げる事項について検討を行うものとする。
- ・ 企画推進委員会は、必要に応じて、委員会以外の者の協力を求めることができるものとする。

4 実施期間

平成23年9月1日から平成24年3月31日までとする。

5 その他

- ・ 企画推進委員会は、次に掲げる場合を除き、原則公開して行う。
 - (1) 事業の審査等に関する事項を議題とする場合
 - (2) 上記(1)の場合のほか、委員会が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合及びその他正当な理由があると認める場合
- ・ 企画推進委員会に関する庶務は、生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室で処理する。
- ・ この要項に定めるもののほか、企画推進委員会の運営に関し必要な事項は、企画推進委員会において定める。

成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会名簿

[五十音順、敬称略]

青山 伸悦	日本商工会議所理事・産業政策第一部長
秋葉 英一	学校法人秋葉学園理事長
市橋 康伸	大阪府府民文化部私学・大学課長
浦山 哲郎	学校法人浦山学園理事長
大久保 幸夫	株式会社リクルートワークス研究所所長
小方 直幸	東京大学大学院教育学研究科准教授
小野 紘昭	元産業能率大学経営学部教授
小野寺 徳子	厚生労働省埼玉労働局職業安定部長
川越 宏樹	学校法人宮崎総合学院・九州総合学院理事長
小林 信	全国中小企業団体中央会労働政策部長
副座長 今野 雅裕	政策研究大学院大学教授・学長特別補佐
菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
続橋 聡	(社)日本経済団体連合会産業技術本部長
座長 樋口 美雄	慶應義塾大学商学部長

計14名